（証券コード 5484）
2020年６月８日

株　主　各　位

仙台市太白区長町七丁目20番１号
東北特殊鋼株式会社
代表取締役社長　成瀬　真司

# 第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2020年６月29日（月曜日）午前10時

**２．場　　所**　宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23番地　当社１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

**３．目的事項**

**報告事項**　１．第121期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第121期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の配当の件

**第２号議案**　監査役３名選任の件

**第３号議案**　補欠監査役１名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohokusteel.com）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### ⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は雇用・所得環境が改善基調にあったものの、国内消費に持ち直しの動きはみられず、米中貿易摩擦の影響により輸出が弱含む中、年度末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大によって経済活動の停滞感が急速に強まりました。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業では、国内販売が落ち込むとともに中国・アジアにおける販売も伸び悩むなど、国内外ともに減少基調となりました。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業では磁性材の輸出は堅調さを維持したものの、耐熱鋼については国内外ともに販売量は減少いたしました。

不動産賃貸事業につきましては、一層のサービス向上に努め、業績は安定的に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比６億９千６百万円減の195億３千１百万円となりました（事業別売上高は下表のとおりであります）。経常利益は前連結会計年度比２億６千３百万円減の19億９千８百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比１億４千６百万円減の14億５千９百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比６億６千１百万円減の164億１千万円となりました。経常利益は前期比２億９千５百万円減の12億１千６百万円、また当期純利益は前期比１億９千８百万円減の９億３千５百万円となりました。

事業別売上高の推移

| 事　業　別 | 第 118 期<br>(2017年3月期) | 第 119 期<br>(2018年3月期) | 第 120 期<br>(2019年3月期) | 第 121 期<br>(2020年3月期) |
|---|---|---|---|---|
| 特殊鋼事業（百万円） | 16,460 | 17,898 | 17,944 | 17,242 |
| 不動産賃貸事業（百万円） | 2,248 | 2,513 | 2,283 | 2,289 |
| 計（百万円） | 18,709 | 20,411 | 20,228 | 19,531 |
| 前期比増減率（%） | 5.0 | 9.1 | △0.9 | △3.4 |

（注）　記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

### ⑵ 資金調達の状況

当連結会計年度中において増資その他特記すべき事項はありません。

### ⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は９億７千２百万円であります。

事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 特殊鋼事業 | ９億２千２百万円であり、主なものは当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設備・熱処理加工設備の増強、更新および能力向上のための改造であります。 |
| 不動産賃貸事業 | ５千万円であり、主なものは商業施設の特別高圧受電設備工事によるものであります。 |

### ⑷ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、米国やＥＵ、アジアなどで成長率の予測が下方修正され、国内でも緊急事態宣言の発令による経済活動の長期停滞が予想されるなど、全世界的に大幅な景気後退が見込まれております。

さらに、国内特殊鋼業界においては、海外材料メーカーとの競争激化や急速に加速しつつあるＥＶなどの次世代自動車化等、直面している課題は多くあります。

当社グループの特殊鋼事業におきましては、急速な自動車需要の減少や、先行き不透明な半導体関連需要など、非常に厳しい環境にありますが、磁歪クラッド鋼板等当社独自の技術を基礎とした製品開発や、熱圧着事業における用途開発を推進するとともに、耐熱鋼・磁性材の生産弾力性の強化を進めてまいります。また、材料から加工までを行う一貫製造のノウハウを活かした高付加価値製品の市場開発に努めるとともに、生産工程におけるコスト削減・自動化・効率化を更に推し進め、収益改善を図ってまいります。さらに、海外での事業展開につきましては、インド子会社の安定生産に向けた取組みも進めてまいります。

これらの施策を通じ、グローバルブランドの確立を目指しつつ、良き企業市民としてコンプライアンス、環境保全などに積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

### ⑸ 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区分 | 第 118 期 (2017年3月期) | 第 119 期 (2018年3月期) | 第 120 期 (2019年3月期) | 第 121 期 (2020年3月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 18,709 | 20,411 | 20,228 | 19,531 |
| 経常利益（百万円） | 2,347 | 2,667 | 2,262 | 1,998 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 1,649 | 1,905 | 1,606 | 1,459 |
| １株当たり当期純利益（円） | 219.10 | 253.04 | 213.38 | 193.88 |
| 総資産（百万円） | 26,763 | 26,640 | 27,604 | 28,762 |

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区分 | 第 118 期 (2017年3月期) | 第 119 期 (2018年3月期) | 第 120 期 (2019年3月期) | 第 121 期 (2020年3月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 15,660 | 17,100 | 17,071 | 16,410 |
| 経常利益（百万円） | 1,483 | 1,964 | 1,512 | 1,216 |
| 当期純利益（百万円） | 1,052 | 1,449 | 1,133 | 935 |
| １株当たり当期純利益（円） | 139.81 | 192.53 | 150.51 | 124.19 |
| 総資産（百万円） | 16,297 | 17,767 | 18,174 | 18,755 |

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### ⑹ 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 東特エステートサービス株式会社 | 495百万円 | 100％ | 不動産賃貸業およびビルメンテナンス業 |
| 東特興業株式会社 | 10百万円 | 100％ | 鋼材・加工品等の販売 |
| TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. | 460百万タイ・バーツ | 100％ | 加工品等の製造・販売 |
| TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED | 800百万インド・ルピー | 100％ | 特殊鋼鋼材の製造・販売 |

### ⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社および連結子会社４社により構成されており、その主な事業内容は次のとおりであります。

特殊鋼事業　　下記製品の製造、加工および販売
特殊鋼鋼材（耐熱鋼・特殊ステンレス鋼等）、磁性材料、合金、冷間鍛造品、精密加工製品、熱処理加工、表面改質、計測機器、電磁石

不動産賃貸事業　　不動産の賃貸およびメンテナンス

### ⑻ 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

① 当社

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 本　社 | 宮城県柴田郡村田町 |
| 工　場 | 宮城県柴田郡村田町、茨城県土浦市 |
| 営　業　所 | 東京都中央区、名古屋市、仙台市 |

（注）　登記上の本店は仙台市でありますが、本社業務は村田町で行っております。

② 子会社

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 東特エステートサービス株式会社 | 仙台市 |
| 東　特　興　業　株　式　会　社 | 仙台市 |
| TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. | タイ王国 チョンブリ県 |
| TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED | インド共和国 アーンドラ・プラデシュ州 |

### ⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

| 事業別 | 従業員数 | 前期比増減数 |
|---|---|---|
| 特殊鋼事業 | 427（93）名 | 12（△６）名 |
| 不動産賃貸事業 | 43（21） | 3（2） |
| 合計 | 470（114） | 15（△４） |

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期比増減数 |
|---|---|
| 300（90）名 | 18（△５）名 |

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

### ⑽ 主要な借入先（2020年３月31日現在）

該当する事項はありません。

## ２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴　**発行済株式の総数（普通株式）**　　7,528,929株（自己株式21,071株を除く）
⑵　**株主数**　　980名
⑶　**大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 大同特殊鋼株式会社 | 2,549千株 | 33.86% |
| 岡谷鋼機株式会社 | 752 | 9.99 |
| ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ） | 614 | 8.17 |
| 東京窯業株式会社 | 594 | 7.89 |
| 株式会社ブローードピーク | 490 | 6.51 |
| 株式会社七十七銀行 | 300 | 3.99 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200 | 2.66 |
| 芝本産業株式会社 | 173 | 2.30 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 146 | 1.95 |
| ビービーエイチ　フィデリティ　グループ　トラストベネフィット（プリンシパル　オール　セクター　サブポートフォリオ） | 103 | 1.37 |

（注）１．大同特殊鋼株式会社の所有株式のうち、1,794千株は下記の各信託銀行に管理有価証券信託として委託されております。

日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　370千株　　野村信託銀行㈱　370千株
㈱あおぞら銀行　360千株　　みずほ信託銀行㈱　360千株
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱　334千株

２．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は自己株式21,071株を控除して計算しております。

## ３．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

（2020年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 成瀬真司 | | |
| 取締役 | 大橋次雄 | 経営企画部長 | 東特エステートサービス株式会社　代表取締役社長 |
| 取締役 | 江幡貴司 | 研究開発部長、技術部担当 | |
| 取締役 | 野仲博之 | 鋼材事業部長、鋼材工場長、<br>品質保証部担当、施設管理部担当 | |
| 取締役 | 山本博行 | 複合加工事業部長、精密加工工場長 | |
| 取締役 | 尾形仁 | | TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.<br>代表取締役社長 |
| 取締役 | 板橋弘昭 | 営業部長、営業企画チームリーダー、<br>東京営業所長、名古屋営業所長 | |
| 取締役 | 小林淳二 | 総務人事部担当、経理部担当 | |
| 取締役 | 牛込進 | | 東京窯業株式会社　代表取締役会長 |
| 常勤監査役 | 秋保博志 | | |
| 監査役 | 氏家照彦 | | 株式会社七十七銀行　代表取締役会長 |
| 監査役 | 北浦史朗 | | 大同興業株式会社　執行役員経営企画部長 |

（注）１．取締役牛込進氏は、社外取締役であります。
２．監査役氏家照彦氏および北浦史朗氏は、社外監査役であります。
３．当社は、牛込進氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役秋保博志氏は、経理業務に長年携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役北浦史朗氏は、大同興業株式会社の執行役員経営企画部長であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。
７．代表取締役社長成瀬真司氏、取締役小林淳二氏および監査役北浦史朗氏は、2019年６月27日開催の当社第120期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
８．代表取締役社長山口桂一郎氏は、2019年６月27日開催の当社第120期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
９．監査役山本一寿氏は、2019年６月27日開催の当社第120期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

### ⑵ 取締役および監査役の報酬等の額

取　締　役　　79,446千円（10名）

監　査　役　　15,496千円（４名）

うち社外役員　　6,120千円（社外取締役１名、社外監査役３名）

（注）１．株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額２億円、監査役の報酬限度額は年額5,000万円であります。（2010年６月29日開催の第111期定時株主総会決議）

２．上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）として59,716千円を支給しております。

３．当事業年度末現在の取締役は９名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記員数と相違しておりますのは、2019年６月27日開催の当社第120期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名が含まれているためであります。

### ⑶ 社外役員に関する事項

①　取締役　牛込進氏

(ｲ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。

(ﾛ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会の出席率は71.4％であり、出席した取締役会においては、随時必要な助言、提言を行っております。

(ﾊ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

②　監査役　氏家照彦氏

(ｲ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。

(ﾛ) 当事業年度における主な活動状況

(a)　取締役会への出席状況および発言状況

出席率は71.4％であり、出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(b)　監査役会への出席状況および発言状況

出席率は71.4％であり、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(ﾊ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③　監査役　北浦史朗氏

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

大同興業株式会社の執行役員経営企画部長であり、同社と当社とは製品の販売および仕入れ取引等があります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a)　取締役会への出席状況および発言状況

2019年６月27日開催の当社第120期定時株主総会における就任以降、出席率は100％であり、出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(b)　監査役会への出席状況および発言状況

2019年６月27日開催の当社第120期定時株主総会における就任以降、出席率は100％であり、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

## ５．会計監査人の状況

### (1)　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2)　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区　　分 | 支　払　額 |
|---|---|
| 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 24,500千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,500千円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

３．当社の子会社であるTOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.およびTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

## ６．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ⑴　業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

**①内部統制基本方針**

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

**②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を遵守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。リスクマネジメント委員会はコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部調査を実施し、代表取締役社長に報告する。

**③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

**④損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の「リスクマネジメント委員会」は当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質会議」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

**⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は取締役および使用人が共有する目標を定め、これに基づく３年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を６ヵ月ごとに設定する。

当社は中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を３ヵ月に１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役の職務の執行の効率性を高めるため、毎月１回「常勤役員会」を開催する。

**⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の担当取締役は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監視、監督する。

コンプライアンスについては、当社は子会社に「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令遵守意識を周知させるように努める。

当社経営企画部および総務人事部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。

(イ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ニ) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

**⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

**⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

**⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

取締役は監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。

**⑩その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

(イ) 当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
(ロ) 取締役または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
(ハ) 内部監査の実施状況
(ニ) 従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、子会社に関する（イ）～（ニ）に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。監査室は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

**⑪監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

**⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および総務人事部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

**⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

**⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

**⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記に掲げた体制の整備をしております。その基本方針に基づき、以下の具体的な取組みを行っております。

半期に１回、リスクマネジメント委員会を開催し、内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正、改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。

当事業年度におきましては、グループ内部統制体制の一層の充実に向け、内部監査項目の精査を行うとともに、法令遵守に向けた取組みとして下請法、外為法等、当社が重要と位置付ける法規に関する従業員教育を実施しました。リスクマネジメント活動としては、リスクマネジメント委員会において、事業継続計画（ＢＣＰ）、規制貨物に関する適切な法対応について協議し、今後の具体的取組み事項を決定しました。

また、コンプライアンス活動としては、当社が重要と位置付けた法規の中から半期毎に特に取り組むべき３法規を選び、社内教育、監査を通じコンプライアンス体制の充実を目指しました。また、環境面ではISO14001規格での認証継続の過程において、法改正へのタイムリーな対応、環境関連文書の見直しを進めました。

# 連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **11,997,731** | **流動負債** | **2,973,450** |
| 現金及び預金 | 5,392,360 | 支払手形及び買掛金 | 1,515,138 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,561,740 | 未払法人税等 | 239,427 |
| 電子記録債権 | 1,076,798 | 賞与引当金 | 316,137 |
| 有価証券 | 500,000 | 役員賞与引当金 | 9,000 |
| 商品及び製品 | 389,890 | その他 | 893,746 |
| 仕掛品 | 1,099,076 | **固定負債** | **2,206,637** |
| 原材料及び貯蔵品 | 869,307 | 長期預り金 | 1,846,624 |
| その他 | 108,827 | 修繕引当金 | 294,810 |
| 貸倒引当金 | △270 | 退職給付に係る負債 | 61,371 |
| **固定資産** | **16,765,264** | その他 | 3,831 |
| **有形固定資産** | **10,354,258** | **負債合計** | **5,180,088** |
| 建物及び構築物 | 5,240,506 | **純資産の部** | |
| 機械装置及び運搬具 | 2,038,808 | **株主資本** | **23,408,276** |
| 工具器具備品 | 129,071 | **資本金** | **827,500** |
| 土地 | 2,272,517 | **資本剰余金** | **560,993** |
| 建設仮勘定 | 656,682 | **利益剰余金** | **22,038,099** |
| その他 | 16,671 | **自己株式** | **△18,316** |
| **無形固定資産** | **111,212** | **その他の包括利益累計額** | **174,631** |
| **投資その他の資産** | **6,299,793** | **その他有価証券評価差額金** | **367,800** |
| 投資有価証券 | 5,827,526 | **為替換算調整勘定** | **△193,168** |
| 従業員長期貸付金 | 1,724 | **純資産合計** | **23,582,908** |
| 繰延税金資産 | 233,872 | | |
| その他 | 239,534 | | |
| 貸倒引当金 | △2,863 | | |
| **資産合計** | **28,762,996** | **負債・純資産合計** | **28,762,996** |

# 連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **19,531,941** |
| 売上原価 | | 15,903,747 |
| **売上総利益** | | **3,628,193** |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,681,328 |
| **営業利益** | | **1,946,865** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 65,528 | |
| その他 | 68,400 | 133,928 |
| 営業外費用 | | |
| 売上割引 | 10,629 | |
| 為替差損 | 23,769 | |
| 減価償却費 | 8,514 | |
| 固定資産除却損 | 14,658 | |
| 支払手数料 | 10,059 | |
| その他 | 14,369 | 82,001 |
| **経常利益** | | **1,998,792** |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 23,697 | 23,697 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,022,490** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 533,337 | |
| 法人税等調整額 | 29,470 | 562,807 |
| **当期純利益** | | **1,459,682** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,459,682** |

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から
2020年３月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 827,500 | 560,993 | 20,766,641 | △18,272 | 22,136,862 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △188,223 | | △188,223 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,459,682 | | 1,459,682 |
| 自己株式の取得 | | | | △44 | △44 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | ― | ― | 1,271,458 | △44 | 1,271,413 |
| 当期末残高 | 827,500 | 560,993 | 22,038,099 | △18,316 | 23,408,276 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 407,462 | △80,462 | 327,000 | 22,463,863 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △188,223 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 1,459,682 |
| 自己株式の取得 | | | | △44 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △39,661 | △112,706 | △152,368 | △152,368 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △39,661 | △112,706 | △152,368 | 1,119,044 |
| 当期末残高 | 367,800 | △193,168 | 174,631 | 23,582,908 |

# 連結注記表

## １．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴　連結の範囲に関する事項

| | |
|---|---|
| 連結子会社の数 | ４社 |
| 連結子会社の名称 | 東特エステートサービス株式会社 |
| | 東特興業株式会社 |
| | TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. |
| | TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED |

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

(ｲ) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(ﾛ) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、不動産賃貸事業の建物および構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

(ﾛ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(ﾊ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(ニ) 修繕引当金

賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は8,786千円であります。

## 3．連結貸借対照表に関する注記

| | |
|---|---|
| ⑴　担保提供資産 | |
| 建物 | 3,635,865千円 |
| 上記の担保資産に対する債務 | |
| 長期預り金 | 1,800,000千円 |
| ⑵　有形固定資産の減価償却累計額 | 18,279,810千円 |
| ⑶　圧縮記帳 | |
| 取得価額から直接控除した工事負担金による圧縮記帳額 | |
| 構築物 | 142,907千円 |
| ⑷　受取手形裏書譲渡高 | 14,431千円 |

## ４．連結損益計算書に関する注記

たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額70,186千円が売上原価に算入されております。

## ５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数（株） | 当連結会計年度増加株式数（株） | 当連結会計年度減少株式数（株） | 当連結会計年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 7,550,000 | － | － | 7,550,000 |

⑵　自己株式の種類および株式数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数（株） | 当連結会計年度増加株式数（株） | 当連結会計年度減少株式数（株） | 当連結会計年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 21,041 | 30 | － | 21,071 |

⑶　配当に関する事項

①　配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019年６月27日定時株主総会 | 普通株式 | 90,347 | 12.00 | 2019年３月31日 | 2019年６月28日 | 利益剰余金 |
| 2019年10月30日取締役会 | 普通株式 | 97,876 | 13.00 | 2019年９月30日 | 2019年11月18日 | 利益剰余金 |

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年６月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(ｲ) 配当金の総額　97,876千円

(ﾛ) １株当たり配当額　13.00円

(ﾊ) 基準日　2020年３月31日

(ﾆ) 効力発生日　2020年６月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## ６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、資金を効率的に運用するため、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を余資の中で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日です。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください）

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表計上額（＊） | 時　価（＊） | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金及び預金 | 5,392,360 | 5,392,360 | － |
| ⑵　受取手形及び売掛金、電子記録債権 | 3,638,539 | 3,638,539 | － |
| ⑶　有価証券及び投資有価証券 | 6,065,289 | 5,969,186 | △96,103 |
| ⑷　支払手形及び買掛金 | (1,515,138) | (1,515,138) | － |

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっています。また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：千円）

| | 種　類 | 連結貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | ⑴　国債・地方債等 | － | － | － |
| | ⑵　社債 | 100,000 | 103,670 | 3,670 |
| | ⑶　その他 | － | － | － |
| | 小　計 | 100,000 | 103,670 | 3,670 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | ⑴　国債・地方債等 | － | － | － |
| | ⑵　社債 | 1,750,206 | 1,650,433 | △99,773 |
| | ⑶　その他 | － | － | － |
| | 小　計 | 1,750,206 | 1,650,433 | △99,773 |
| 合　計 | | 1,850,206 | 1,754,103 | △96,103 |

② その他有価証券における、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 種　類 | 取得原価 | 連結貸借対照表計上額 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | ⑴　株式 | 215,954 | 611,711 | 395,756 |
| | ⑵　債券 | 2,096,342 | 2,258,835 | 162,492 |
| | ⑶　その他 | － | － | － |
| | 小　計 | 2,312,297 | 2,870,546 | 558,248 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | ⑴　株式 | 377,929 | 347,987 | △29,941 |
| | ⑵　債券 | 501,719 | 496,548 | △5,171 |
| | ⑶　その他 | 500,000 | 500,000 | － |
| | 小　計 | 1,379,649 | 1,344,535 | △35,113 |
| 合　計 | | 3,691,946 | 4,215,082 | 523,135 |

⑷ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額262,236千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「⑶　有価証券及び投資有価証券」には含めていません。また、長期預り金（連結貸借対照表計上額1,846,624千円）は、返済期間を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 5,392,360 | － | － | － |
| 受取手形及び売掛金、電子記録債権 | 3,638,539 | － | － | － |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | － | 1,050,000 | 400,000 | 400,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 500,000 | 100,000 | － | － |
| 合　　計 | 9,530,899 | 1,150,000 | 400,000 | 400,000 |

**７．賃貸等不動産に関する注記**

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,111,983千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

⑵　賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 連結貸借対照表計上額 | | | 期末時価 |
|---|---|---|---|
| 期首残高 | 期中増減額 | 期末残高 | |
| 5,484,794 | △281,929 | 5,202,864 | 24,205,502 |

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額の主な内容は、減価償却費（295,667千円）による減少額であります。

３．期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

**８．１株当たり情報に関する注記**

⑴　１株当たり純資産額　　3,132円31銭

⑵　１株当たり当期純利益　　193円88銭

# 貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **9,287,696** |
| 現金及び預金 | 3,504,628 |
| 受取手形 | 82,770 |
| 電子記録債権 | 1,068,447 |
| 売掛金 | 2,196,555 |
| 有価証券 | 300,000 |
| 商品及び製品 | 361,790 |
| 仕掛品 | 934,930 |
| 原材料及び貯蔵品 | 806,301 |
| 前払費用 | 4,670 |
| その他 | 27,938 |
| 貸倒引当金 | △337 |
| **固定資産** | **9,467,438** |
| **有形固定資産** | **3,940,497** |
| 建物 | 429,287 |
| 構築物 | 74,246 |
| 機械装置 | 1,778,384 |
| 車両運搬具 | 7,534 |
| 工具器具備品 | 80,732 |
| 土地 | 965,116 |
| 建設仮勘定 | 603,782 |
| その他 | 1,412 |
| **無形固定資産** | **97,873** |
| ソフトウェア | 76,272 |
| その他 | 21,601 |
| **投資その他の資産** | **5,429,067** |
| 投資有価証券 | 2,005,277 |
| 関係会社株式 | 2,631,067 |
| 出資金 | 593 |
| 長期前払費用 | 19,665 |
| 従業員長期貸付金 | 1,274 |
| 関係会社長期貸付金 | 601,200 |
| 繰延税金資産 | 131,415 |
| 破産、更生債権等 | 2,052 |
| その他 | 39,384 |
| 貸倒引当金 | △2,863 |
| **資産合計** | **18,755,134** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動負債** | **2,233,523** |
| 支払手形 | 42,808 |
| 買掛金 | 1,238,459 |
| 未払金 | 167,026 |
| 未払費用 | 171,555 |
| 未払法人税等 | 93,796 |
| 預り金 | 13,524 |
| 前受金 | 61,109 |
| 前受収益 | 6,833 |
| 賞与引当金 | 278,823 |
| 役員賞与引当金 | 8,500 |
| 設備関係支払手形 | 79,364 |
| その他 | 71,722 |
| **固定負債** | **24,955** |
| その他 | 24,955 |
| **負債合計** | **2,258,479** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **16,193,139** |
| **資本金** | **827,500** |
| **資本剰余金** | **560,993** |
| 資本準備金 | 560,772 |
| 自己株式処分差益 | 220 |
| **利益剰余金** | **14,822,962** |
| 利益準備金 | 73,690 |
| その他利益剰余金 | 14,749,272 |
| 土地圧縮積立金 | 22,198 |
| 別途積立金 | 10,810,000 |
| 繰越利益剰余金 | 3,917,073 |
| **自己株式** | **△18,316** |
| **評価・換算差額等** | **303,515** |
| **その他有価証券評価差額金** | **303,515** |
| **純資産合計** | **16,496,655** |
| **負債・純資産合計** | **18,755,134** |

# 損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **16,410,395** |
| 売上原価 | | 13,823,318 |
| **売上総利益** | | **2,587,076** |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,456,465 |
| **営業利益** | | **1,130,610** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 102,091 | |
| その他 | 61,476 | 163,568 |
| 営業外費用 | | |
| 売上割引 | 10,629 | |
| 為替差損 | 27,488 | |
| 減価償却費 | 8,514 | |
| 固定資産除却損 | 14,111 | |
| その他 | 16,580 | 77,323 |
| **経常利益** | | **1,216,854** |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 23,697 | 23,697 |
| **税引前当期純利益** | | **1,240,551** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 262,443 | |
| 法人税等調整額 | 43,089 | 305,532 |
| **当期純利益** | | **935,018** |

# 株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から
2020年３月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 自己株式処分差益 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | | 土地圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 827,500 | 560,772 | 220 | 73,690 | 22,198 | 10,810,000 | 3,170,278 | △18,272 | 15,446,389 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △188,223 | | △188,223 |
| 当期純利益 | | | | | | | 935,018 | | 935,018 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △44 | △44 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 746,795 | △44 | 746,750 |
| 当期末残高 | 827,500 | 560,772 | 220 | 73,690 | 22,198 | 10,810,000 | 3,917,073 | △18,316 | 16,193,139 |

| | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 356,319 | 15,802,708 |
| 事業年度中の変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | △188,223 |
| 当期純利益 | | 935,018 |
| 自己株式の取得 | | △44 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △52,803 | △52,803 |
| 事業年度中の変動額合計 | △52,803 | 693,946 |
| 当期末残高 | 303,515 | 16,496,655 |

# 個別注記表

**１．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

⑴　資産の評価基準および評価方法

①　有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑷　外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸　消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ２．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　7,299,092千円

⑵　保証債務

次のとおり連結子会社の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。

東特エステートサービス株式会社　1,800,000千円

⑶　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　412,857千円

短期金銭債務　276,900千円

## ３．損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　1,909,514千円

仕入高　3,588,333千円

営業取引以外の取引高　31,544千円

⑵　たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額37,901千円が売上原価に算入されております。

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 21,041 | 30 | － | 21,071 |

## ５．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 関係会社株式評価損 | 371,260千円 |
| 減損損失 | 99,928千円 |
| 賞与引当金 | 83,646千円 |
| たな卸資産評価損 | 43,553千円 |
| その他 | 50,831千円 |
| 繰延税金資産小計 | 649,221千円 |
| 評価性引当額 | △378,214千円 |
| 繰延税金資産合計 | 271,007千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 130,078千円 |
| 土地圧縮積立金 | 9,513千円 |
| 繰延税金負債合計 | 139,592千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 131,415千円 |

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 30.0% |
| （調整） | |
| 法人税等の税額控除 | △4.7% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.6% |
| 住民税均等割 | 0.5% |
| その他 | 0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 24.6% |

## ６．関連当事者との取引に関する注記

⑴　親会社および法人主要株主等

| 種　類 | 会社等の名称 | 所　在　地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科　目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社 | 大同特殊鋼㈱ | 名古屋市東区 | 37,172百万円 | 特殊鋼の製造・販売 | 所有 直接0.0% 被所有 直接10.0%〔23.8%〕 | 製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入 転籍５人 | 製品の販売 | 735,573 | 売掛金 | 77,366 |
| | | | | | | | | | 電子記録債権 | 262,572 |
| | | | | | | | 製品の仕入・原材料の購入 | 3,425,076 | 買掛金 | 263,223 |

（注）　議決権の所有（被所有）割合欄の〔　〕内は、管理有価証券信託として、信託銀行に委託されている割合であります。

⑵　子会社および関連会社等

| 種　類 | 会社等の名称 | 所　在　地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科　目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 東特エステートサービス㈱ | 仙台市太白区 | 495百万円 | 不動産賃貸 | 所有 直接100% | 旧長町工場用地を賃貸本社工場用地を賃借等 兼任３人 | 土地賃貸収入 | 383,196 | 売掛金 | － |
| | | | | | | | 土地賃借料等 | 70,083 | 買掛金 | 3,395 |
| | | | | | | | 債務保証 | 1,800,000 | － | － |
| 子会社 | 東特興業㈱ | 仙台市太白区 | 10百万円 | 商社 | 所有 直接100% | 製品の販売ならびに製品の仕入・原材料の購入等 兼任３人 | 製品の販売等 | 761,802 | 電子記録債権他 | 53,889 |
| | | | | | | | 製品の仕入・原材料の購入等 | 93,172 | 買掛金他 | 9,970 |
| 子会社 | TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. | タイ王国チョンブリ県 | 460百万タイ・バーツ | 特殊鋼加工製品の製造・販売 | 所有 直接100% | 製造設備購入資金の貸し付け等 兼任３人 | 貸付 | － | 関係会社長期貸付金 | 601,200 |

⑶　兄弟会社等

| 種　類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科　目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社の子会社 | 大同興業㈱ | 名古屋市東区 | 1,511百万円 | 商社 | ― | 製品の販売ならびに製品の仕入・原材料、および製造設備の購入兼任１人 | 製品の販売 | 1,922,178 | 売掛金 | 138,276 |
| | | | | | | | 製品の仕入・原材料の購入 | 864,497 | 買掛金 | 89,235 |
| | | | | | | | 製造設備の購入 | 46,037 | 未払金 | ― |

（注）　上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

１．製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。

２．製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。

３．東特エステートサービス㈱との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。

４．東特エステートサービス㈱の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

５．TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は３年据置き、一括返済としております。

## ７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　2,191円10銭

⑵　１株当たり当期純利益　　124円19銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　宮　厚　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　田　孝　行　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

東北特殊鋼株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　宮　厚　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　成　田　孝　行　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

東北特殊鋼株式会社　監査役会

監査役（常勤）秋保博志 ㊞

監査役　氏家照彦 ㊞

監査役　北浦史朗 ㊞

（注）監査役氏家照彦及び監査役北浦史朗は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

**第１号議案**　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金13円　　総額97,876,077円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日

**第２号議案**　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 秋保博志（あきほひろし）<br>（1956年５月20日） | 2006年 ６月　ＮＥＣトーキン株式会社経理部部長<br>2009年 ７月　当社企画管理部経理チーム<br>2010年 ４月　当社企画管理部経理チームリーダー<br>2011年 ６月　当社業務部経理チームリーダー<br>2015年 ６月　当社常勤監査役（現任） | 2,500株 |
| | 監査役候補者とした理由 | 鉄鋼業界の経理業務に長年携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、当社の経営に対し適切な監査および助言をしていただけるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。 | |
| 2 | 氏家照彦（うじいえてるひこ）<br>（1946年８月29日） | 1993年 ６月　株式会社七十七銀行取締役営業開発部長<br>1998年 ６月　同行常務取締役本店営業部長<br>2001年 ６月　当社社外監査役（現任）<br>2002年 ６月　株式会社七十七銀行専務取締役<br>2005年 ６月　同行代表取締役副頭取<br>2010年 ６月　同行代表取締役頭取<br>2018年 ６月　同行代表取締役会長（現任）<br>【重要な兼職の状況】<br>株式会社七十七銀行　代表取締役会長 | 0株 |
| | 社外監査役候補者とした理由 | 金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な監査および助言をしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 北浦史朗（きたうらしろう）<br>（1960年６月23日） | 2011年　４月　大同興業株式会社経営統括本部経営企画部長<br>2014年　４月　同社原料営業本部特殊金属原料部長<br>2014年　６月　同社取締役原料営業本部副本部長兼原料営業本部特殊金属原料部長<br>2017年　４月　同社取締役経営統括本部経営企画部長兼海外事業企画部長<br>2019年　６月　同社執行役員経営企画部長（現任）<br>2019年　６月　当社社外監査役（現任）<br>【重要な兼職の状況】<br>大同興業株式会社　執行役員経営企画部長 | 0株 |
| | 社外監査役候補者とした理由 | 広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 | |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．氏家照彦氏および北浦史朗氏は、社外監査役候補者であります。
３．氏家照彦氏が代表取締役会長を務める株式会社七十七銀行は当社発行済株式総数の3.99％を保有する大株主であります。
４．北浦史朗氏は現在および過去５年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者であり、過去２年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
５．氏家照彦氏および北浦史朗氏は、現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって氏家照彦氏が19年、北浦史朗氏が１年となります。
６．当社は氏家照彦氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
７．当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第40条第２項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第３号議案**　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生 年 月 日） | 略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---|---|---|
| 浅野　樹仁<br>（1957年１月24日） | 2012年４月　大同興業株式会社監査部長<br>2013年４月　同社人事部長<br>2019年４月　同社理事<br>2019年６月　同社常勤監査役（現任）<br>【重要な兼職の状況】<br>大同興業株式会社　常勤監査役 | 0株 |
| 補欠の社外監査役候補者とした理由 | 広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。 | |

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．浅野樹仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．浅野樹仁氏は現在および過去５年間に当社の特定関係事業者である大同興業株式会社の業務執行者および役員であり、過去２年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。

４．当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、定款第40条第２項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、浅野樹仁氏が監査役に選任された場合は、社外監査役として、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

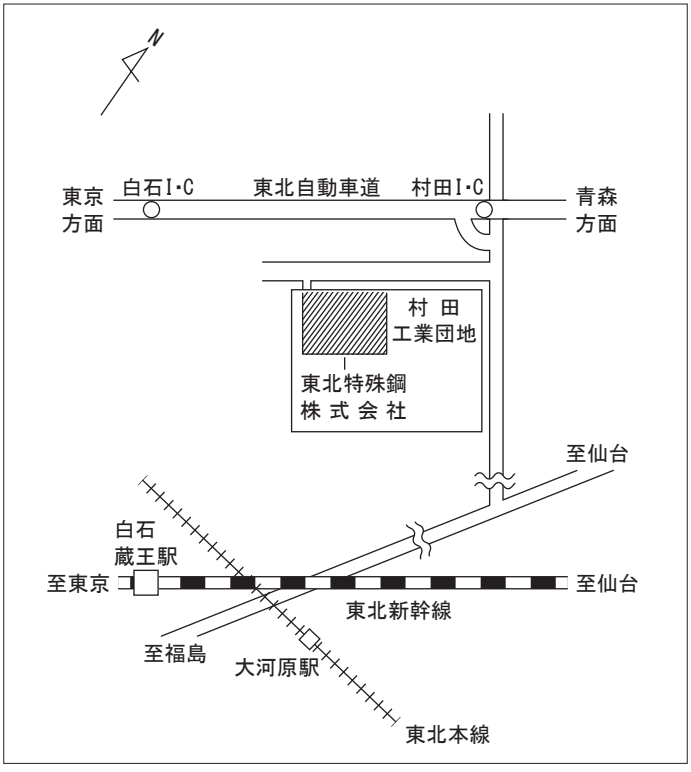
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場　宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23番地（当社１階ホール）
電話　（0224）82－1010（代）




（御参考）次のとおりお越しいただくのが便利と存じます。
・仙台駅からタクシーで（東北自動車道経由）　45分。
・東北新幹線白石蔵王駅からタクシーで（東北自動車道経由）　40分。
・東北本線大河原駅からタクシーで　20分。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080